

## ○防府市議会懇談会実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号）第9条第1項の規定に基づき実施する議会懇談会（以下「懇談会」といいます。）について必要な事項を定めるものです。

(時期等)

**第2条** 懇談会は、市内で事業活動その他の活動を行う団体及び概ね10人以上の市民グループ（以下「団体等」といいます。）から議長に開催の申込みがあった場合において、議長が決定し、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）に開催の指示をします。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と判断したときは、議長の承認を得て、開催できるものとします。
- 3 懇談会の開催を希望する団体等は、防府市議会懇談会申込書（第1号様式）を議長に提出するものとします。

(懇談内容)

**第3条** 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 市政に関すること
  - (2) 市議会に関すること
  - (3) その他、市の重要な事項に関すること
- 2 テーマの件数は1件とします。ただし、議長が認めた場合はその限りではありません。

(懇談会の役割)

**第4条** 懇談会における司会者、テーマ報告者及び記録者は、該当する委員会において協議し、決定します。

(会場等)

**第5条** 第2条第1項の規定により開催する懇談会の日程及び会場については、団体等の代表者と該当する委員長において協議し、決定します。

- 2 第2条第2項の規定により開催する懇談会の日程及び会場については、委員長が決定します。

(市民への周知)

**第6条** 第2条第2項の規定により開催する懇談会の場合は、市民への周知をはかるため、開催日時及び会場を、「市広報」、「議会ホームページ」等に掲載します。

(記録)

**第7条** 懇談会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

(懇談会)

**第8条** 懇談会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとします。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 開会あいさつ   | 団体等の代表者及び委員長   |
| (2) 出席者紹介    | 自己紹介           |
| (3) テーマの趣旨説明 | 団体等の代表者若しくは委員長 |
| (4) テーマの報告   | テーマ報告者         |

- (5) 意見交換 司会者が指名  
(6) 閉会あいさつ 副委員長

(資料)

**第9条** 団体等から懇談会開催の申し込みがあった場合、該当する委員会は、団体等から提出された防府市議会懇談会申込書に基づき報告内容を協議するものとします。

2 懇談会での配布資料は、該当する委員会が作成するものとします。

(結果の処理等)

**第10条** 委員長は、懇談会終了後、文書による報告書を議長に提出するものとします。

2 市行政に対する要望・提言等で重要と思われるものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めるものとします。

3 第1項の報告書は、「議会ホームページ」に掲載するとともに、その概要を、「ほうふ市議会だより」に掲載するものとします。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとします。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。

#### 附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行します。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行します。

防府市議会懇談会申込書

年 月 日

防府市議会議長 様

団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、防府市議会懇談会実施要綱第2条第1項の規定により議会懇談会を申し込みます。

記

会 議 の テ ー マ	テーマ：		
	(補足説明)		
希 望 日 時	第1希望	年 月 日 ( )	時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日 ( )	時 分～ 時 分
	第3希望	年 月 日 ( )	時 分～ 時 分
参加予定 人 数	人		
会 場	※議会棟以外の場所を希望の場合に記入してください。		
備 考			